

株 主 各 位

石川県小松市工業団地一丁目57番地
株式会社共和工業所
代表取締役社長 山口 真輝

第62期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第62期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申しあげます。
なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主総会当日のご来場を見合わせ、書面による議決権行使を強くご推奨申しあげます。当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年7月19日（月曜日）午後4時45分までに到着するようにご送付いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年7月20日（火曜日）午前10時
 2. 場 所 石川県小松市工業団地一丁目57番地
当社 本社2階 第1会議室
(末尾の会場ご案内略図をご参照ください。)
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第62期（2020年5月1日から2021年4月30日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第62期（2020年5月1日から2021年4月30日まで）
計算書類報告の件
- 決 議 事 項
- | | |
|-------|------------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第5号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件 |
| 第6号議案 | 監査等委員である取締役の報酬額設定の件 |
| 第7号議案 | 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件 |
| 第8号議案 | 会計監査人選任の件 |

以 上

-
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
 - 本招集ご通知において提供すべき書類のうち、「業務の適正を確保するための体制」、「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」、「会社の支配に関する基本方針」、「連結株主資本等変動計算書」、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」に表示すべき事項につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.kyowakogyosyo.co.jp/>) において、掲載しております。
なお、監査役及び監査役会が監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類、また会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本招集ご通知の提供書面に記載のもの他、「業務の適正を確保するための体制」、「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」、「会社の支配に関する基本方針」、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。
 - 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.kyowakogyosyo.co.jp/>) において、修正後の事項を掲載させていただきます。

株主の皆様へ

第62期定時株主総会における 新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応について

新型コロナウイルス感染症対策の観点から、下記対応をとらせていただきますので、ご理解並びにご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. 当社の対応について

- ・役員及び運営に関わるスタッフは、当日の検温等を含めて体調を確認し、マスク着用の上、参加いたします。

2. 株主様へのお願い

- ・今回の株主総会におきましては、議決権行使書提出による賛否のご表示をお願いいたします。
- ・株主総会にご出席を検討されている株主様におかれましては、当日までの健康状態にご留意いただき、ご無理のないようお願い申し上げます。また、基礎疾患のある方や体調のすぐれない方は、ご出席をお控えください。

3. ご来場いただく株主様へのお願い

- ・本株主総会会場において、感染予防のための措置をいくつか講ずる予定でございます。ご協力くださいますようお願いいたします。
- ・ご来場の株主様で、体調不良とお見受けした方には、スタッフよりお声かけさせていただく場合がございます。

4. その他

- ・会場の座席は従来よりも間隔をあけた配置を予定しております。当日会場にご来場の株主様におかれましては、十分なお席が確保できない場合がございます。ご不便をおかけする場合、何卒ご容赦くださいますようお願い申し上げます。
- ・株主総会終了後の懇談会の開催、お土産の配布はございません。何卒ご理解くださいますよう、お願い申し上げます。

(提供書面)

事業報告

(2020年5月1日から
2021年4月30日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、世界的な新型コロナウイルス感染症拡大により、企業の生産及び設備投資の減少や個人消費の低迷が続き、極めて厳しい状況で推移いたしました。一部で経済活動の再開に伴い持ち直しの動きを見せておりますが、3度目の緊急事態宣言が発出されるなど、依然として予断を許さない状況が継続しております。

主要取引先である建設機械業界においても、急激な需要の落ち込みによる影響を受けた後、回復傾向にありますが、現在の感染状況からは予断を許さない状況となっております。

このようななか、当社グループ(当社、連結子会社及び持分法適用会社)の経営成績は、下記のとおりとなりました。

当連結会計年度の売上高は80億80百万円(前期比0.4%減、28百万円減)、営業利益5億52百万円(前期比34.8%増、1億42百万円増)、経常利益8億12百万円(前期比50.9%増、2億73百万円増)、親会社株主に帰属する当期純利益5億71百万円(前期比40.3%増、1億64百万円増)となりました。

主要な事業部門別の概況は以下のとおりであります。なお、当社グループは単一セグメントであるため、セグメントごとに記載しておらず、事業部門別に区分して記載しております。

「建設機械部門」

建設機械部門の売上高は、75億31百万円(前期比2.2%増、1億65百万円増)となりました。

「自動車関連部門」

自動車関連部門の売上高は、2億81百万円(前期比33.8%減、1億43百万円減)となりました。

「産業機械部門」

産業機械部門の売上高は、80百万円(前期比21.4%減、21百万円減)となりました。

事業部門別の売上高については、以下のとおりであります。

事業部門	第 61 期 (2020年 4 月期)		第 62 期 (2021年 4 月期)	
	売 上 金 額	構 成 比	売 上 金 額	構 成 比
建 設 機 械	7,365,970千円	90.8%	7,531,001千円	93.2%
自 動 車 関 連	425,416	5.2	281,507	3.5
産 業 機 械	102,712	1.3	80,724	1.0
そ の 他	215,868	2.7	187,743	2.3
合 計	8,109,968	100.0	8,080,977	100.0

② 設備投資の状況

当連結会計年度は、内面研削盤、丸鋸切断機他に82百万円の設備投資を実施いたしました。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資に関する所要資金は、自己資金で充ちいたしました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 59 期 (2018年 4 月期)	第 60 期 (2019年 4 月期)	第 61 期 (2020年 4 月期)	第 62 期 (当連結会計年度 (2021年 4 月期))
売 上 高 (千円)	9,573,293	10,290,717	8,109,968	8,080,977
経 常 利 益 (千円)	1,151,276	1,274,089	538,252	812,087
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円)	938,682	953,282	407,454	571,844
1株当たり当期純利益 (円)	691.28	702.10	300.09	421.17
総 資 産 (千円)	13,255,958	13,483,573	13,163,195	14,452,110
純 資 産 (千円) (自己資本比率)	10,812,761 (81.6%)	11,372,776 (84.3%)	11,394,699 (86.6%)	12,246,885 (84.7%)
1株当たり純資産 (円)	7,963.55	8,376.29	8,392.44	9,020.29

(注1) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(注2) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第60期の期首から適用しており、第59期の総資産の金額については、当該会計基準を遡って適用した後の金額となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主な事業内容
共和機械（山東）有限公司	千米ドル 16,500	100%	建設機械用ボルト、産業用ボルト及び関連部品の製造、販売

③ その他の重要な企業結合の状況

当社は、株式会社ネツレン小松の議決権を17.5%所有しており、株式会社ネツレン小松は当社の持分法適用の関連会社であります。

(4) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大が続いており、収束時期の見通しが困難なことから、景気の先行きについては依然として不透明な状況が続くものと予想しております。このような経済環境において当社グループは、引き続き自動化・省人化を進めサービス向上と業務の効率化を図るとともに、設備能力の増強、技術の蓄積、人的資源の教育強化を図り、顧客のニーズを捉え、安定した収益の確保に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（2021年4月30日現在）

当社グループは、ボルトの専門メーカーとして、六角ボルト、六角穴付ボルト、特殊ボルト等の製造及び販売を行っております。

(6) 主要な営業所及び工場（2021年4月30日現在）

① 当社の主要な営業所及び工場

名称	所在地
本社及び工場	石川県小松市工業団地一丁目57番地

② 子会社

名 称	所 在 地
共和機械（山東）有限公司	中国 山 東 省 濟 寧 市

(7) 使用人の状況（2021年4月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
310 (18) 名	3名増 (2名増)

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
277 (18) 名	4名増 (2名増)	38.4歳	14.6年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2021年4月30日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 北 國 銀 行	89,000千円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	53,400
三井住友信託銀行株式会社	35,600

(9) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社では、株主の皆様に対する利益の還元を経営上重要な施策の1つと位置付けております。

当社は、将来における安定的な企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保資金を確保しつつ、株主の皆様への利益還元を安定的かつ継続的に行っていくことを基本方針としております。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (2021年4月30日現在)

(1) 発行可能株式総数 5,000,000株

(2) 発行済株式の総数 1,360,000株

(3) 株主数 483名

(4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
有限会社ワイ・エム・ジィ	453千株	33.4%
共和工業所取引先持株会	108	8.0
名古屋中小企業投資育成株式会社	104	7.7
共和工業所社員持株会	70	5.2
光通信株式会社	51	3.8
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505224	50	3.7
株式会社北國銀行	46	3.4
ビービーエイチ フォー フィデリティ ロー プライズド ストック フ ィ ア シ ョ ン (プリンシパル オール セクター サポートフォリオ)	42	3.1
INTERACTIVE BROKERS LLC	18	1.3
カネマツ鋼材株式会社	15	1.1

(注) 持株比率は自己株式 (2,297株) を控除して計算しております。

3. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2021年4月30日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取 締 役 会 長	山 口 徹	共和機械(山東)有限公司董事長 有限会社ワイ・エム・ジィ取締役 株式会社ネツレン小松代表取締役
代 表 取 締 役 社 長	山 口 真 輝	共和機械(山東)有限公司副董事長 有限会社ワイ・エム・ジィ取締役
取 締 役	山 岸 一 英	技 術 部 長
取 締 役	東 川 保 則	経 営 企 画 室 長 管 理 部 長 共和機械(山東)有限公司董事
常 勤 監 査 役	小 泉 茂 男	共和機械(山東)有限公司監事
監 査 役	小 栗 巖	有限会社小栗経営会計事務所代表取締役 株式会社ネツレン小松監査役
監 査 役	板 尾 昌 之	株式会社板尾鉄工所代表取締役社長 株式会社ネツレン小松取締役

- (注) 1. 監査役小栗 巖及び板尾昌之の両氏は、社外監査役であります。なお、当社は、監査役小栗 巖及び板尾昌之の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 常勤監査役小泉茂男及び監査役小栗 巖の両氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役小泉茂男氏は、長年にわたる銀行及びリース会社での豊富な経験と幅広い見識を有しております。
 - ・監査役小栗 巖氏は、税理士の資格を有しております。

(2) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は2021年2月15日開催の取締役会において、取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

当社の取締役の報酬は、月例の固定報酬及び退任時の退職慰労金とし、固定報酬については、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定いたします。退職慰労金については、退職慰労金規程に基づき退任時に決定し支給するものといたします。

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長山口真輝がその具体的内容について委任を受けるものといたします。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等については、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該方針に沿うものであると判断しております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	報 酬 等 の 総 額	報酬等の種類別の総額	対象となる役員の員数
		基 本 報 酬	
取 締 役	77,801千円	77,801千円	6名
監 査 役 (うち社外監査役)	7,796千円 (1,452千円)	7,796千円 (1,452千円)	3名 (2名)
合 計	85,597千円	85,597千円	9名

1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2018年7月26日開催の第59期定時株主総会において年間250,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、5名であります。
3. 監査役の報酬限度額は、1997年7月30日開催の第38期定時株主総会において年間25,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名であります。

(4) 社外役員に関する事項

① 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、これまで、当社事業に精通した社内出身の取締役を中心に、当社グループの特性を踏まえた機動的かつ柔軟な経営判断を取締役会にて行うことを重視してきました。そのため、社外取締役選任による取締役の員数増は、機動的かつ柔軟な経営判断を阻害されるおそれがあるため、当事業年度の末日において社外取締役を置いておりません。

しかしながら、社会情勢の変化等を踏まえ、監査等委員会設置会社への移行も含めた社外取締役の設置について検討した結果、当社は監査等委員会設置会社に移行することとし、監査等委員である社外取締役を複数名選任する関連議案を第62期定時株主総会に上程いたします。

② 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係並びに当事業年度における主な活動状況等

・ 社外監査役 小栗 巖氏

同氏は、有限会社小栗経営会計事務所の代表取締役であります。当社は、同事務所に税務顧問を依頼しております。

また同氏は、株式会社ネツレン小松の監査役であり同社は当社の持分法適用関連会社であります。なお、当社と同社の間に重要な取引はありません。

当事業年度における主な活動状況としましては、当事業年度に開催した取締役会17回中17回に出席し、また監査役会6回中6回に出席し、適宜質問するとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

・ 社外監査役 板尾 昌之氏

同氏は、株式会社板尾鉄工所の代表取締役社長であります。当社と同社は販売取引関係があります。

また同氏は、株式会社ネツレン小松の取締役であり同社は当社の持分法適用関連会社であります。なお、当社と同社の間に重要な取引はありません。

当事業年度における主な活動状況としましては、当事業年度に開催した取締役会17回中17回に出席し、また監査役会6回中6回に出席し、適宜質問するとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21,000千円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,780千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区別していないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

なお、当社の子会社である共和機械（山東）有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

2. 監査役会は、会計監査人からの説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査日数や人員配置などの内容、前事業年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積りの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「収益認識に関する会計基準」の適用による会社方針の検討に関する助言等を委託し、その対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2021年4月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	10,187,641	流動負債	1,554,044
現金及び預金	5,167,612	買掛金	628,078
受取手形及び売掛金	1,985,439	1年内返済予定の長期借入金	154,000
電子記録債権	576,881	未払金	298,265
有価証券	1,700,000	未払法人税等	173,249
商品及び製品	394,362	賞与引当金	190,400
仕掛品	185,124	その他	110,050
原材料及び貯蔵品	151,077	固定負債	651,180
その他	27,142	長期借入金	24,000
固定資産	4,264,469	役員退職慰労引当金	256,677
有形固定資産	2,314,425	退職給付に係る負債	243,331
建物及び構築物	927,418	繰延税金負債	118,219
機械装置及び運搬具	853,031	その他	8,952
土地	501,796	負債合計	2,205,225
建設仮勘定	1,193	(純資産の部)	
その他	30,985	株主資本	11,100,845
無形固定資産	12,930	資本金	592,000
投資その他の資産	1,937,113	資本剰余金	464,241
投資有価証券	1,501,975	利益剰余金	10,054,026
関係会社株式	245,538	自己株式	△9,421
長期貸付金	99,506	その他の包括利益累計額	1,146,039
その他	90,093	その他有価証券評価差額金	635,014
		為替換算調整勘定	511,024
資産合計	14,452,110	純資産合計	12,246,885
		負債・純資産合計	14,452,110

連結損益計算書

(2020年5月1日から
2021年4月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		8,080,977
売 上 原 価		6,453,202
売 上 総 利 益		1,627,774
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,075,657
営 業 利 益		552,117
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	12,982	
受 取 配 当 金	27,891	
投 資 有 価 証 券 評 価 益	33,850	
固 定 資 産 売 却 益	1,366	
補 助 金 収 入	23,505	
雇 用 調 整 助 成 金	112,124	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	12,179	
そ の 他	40,772	264,673
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	782	
固 定 資 産 除 売 却 損	1,535	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	2,384	4,702
経 常 利 益		812,087
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		812,087
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	217,060	
法 人 税 等 調 整 額	23,182	240,243
当 期 純 利 益		571,844
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		571,844

貸借対照表

(2021年4月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	9,199,940	流動負債	1,521,733
現金及び預金	4,499,176	買掛金	602,318
受取手形	253,831	1年内返済予定の長期借入金	154,000
電子記録債権	576,881	未払金	297,189
売掛金	1,659,251	未払法人税等	173,249
有価証券	1,700,000	賞与引当金	190,400
商品及び製品	228,106	その他	104,576
仕掛品	156,741	固定負債	631,957
原材料及び貯蔵品	101,759	長期借入金	24,000
その他	24,191	退職給付引当金	243,331
固定資産	4,427,960	役員退職慰労引当金	256,677
有形固定資産	2,299,807	繰延税金負債	98,996
建築物	866,711	その他	8,952
構築物	53,158	負債合計	2,153,691
機械及び装置	840,128	(純資産の部)	
車両運搬具	11,342	株主資本	10,839,194
工具、器具及び備品	26,670	資本金	592,000
土地	501,796	資本剰余金	464,241
無形固定資産	12,930	資本準備金	464,241
ソフトウェア	12,664	利益剰余金	9,792,375
電話加入権	266	利益準備金	148,000
投資その他の資産	2,115,221	その他利益剰余金	9,644,375
投資有価証券	1,501,975	別途積立金	8,500,000
関係会社株式	7,000	繰越利益剰余金	1,144,375
出資金	13,470	自己株式	△9,421
関係会社出資金	416,646	評価・換算差額等	635,014
長期貸付金	99,506	その他有価証券評価差額金	635,014
その他	76,623	純資産合計	11,474,209
資産合計	13,627,901	負債・純資産合計	13,627,901

損 益 計 算 書

（ 2020年5月1日から
2021年4月30日まで ）

（単位：千円）

科 目	金	額
売 上 高		7,597,906
売 上 原 価		6,165,089
売 上 総 利 益		1,432,817
販売費及び一般管理費		978,950
営 業 利 益		453,867
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	902	
受 取 配 当 金	32,035	
投資有価証券評価益	33,850	
雇用調整助成金	112,124	
固定資産売却益	1,366	
そ の 他	46,257	226,538
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	782	
固定資産除売却損	1,535	
投資有価証券売却損	2,384	4,702
経 常 利 益		675,702
税 引 前 当 期 純 利 益		675,702
法人税、住民税及び事業税	217,060	
法 人 税 等 調 整 額	△12,389	204,671
当 期 純 利 益		471,030

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年6月10日

株式会社共和工業所
取締役会 御 中

有限責任監査法人トーマツ 北陸事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 加藤 博久 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大枝 和之 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社共和工業所の2020年5月1日から2021年4月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社共和工業所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年6月10日

株式会社共和工業所
取締役会 御 中

有限責任監査法人トーマツ 北陸事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 加藤 博久 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大枝 和之 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社共和工業所の2020年5月1日から2021年4月30日までの第62期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年5月1日から2021年4月30日までの第62期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査委員会その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年6月11日

株式会社共和工業所 監査役会
常勤監査役 小 泉 茂 男 ㊟
社外監査役 小 栗 巖 ㊟
社外監査役 板 尾 昌 之 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

第62期の剰余金処分につきましては、安定的かつ継続的な配当を実施していくことを基本方針としておりますので、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

普通株式1株につき金80円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、108,616,240円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年7月21日といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 500,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 500,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 取締役として有用な人材の招聘を容易にし、その期待される役割を十分発揮できるよう、取締役会の決議によって法令の定める範囲で責任を免除することができる旨、及び当社と業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結できる旨の規定として、変更案第27条を新設するものであります。なお、当該新設につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことができるよう、変更案第33条の新設等所要の変更を行うものであります。
- (4) その他、上記の各変更に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更内容は以下のとおりであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものとします。

(下線部分は変更箇所です。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第3条 第1章 総則 (条文省略)</p>	<p>第1条～第3条 第1章 総則 (現行どおり)</p>
<p>(機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人</p>	<p>(機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査等委員会 (削除) (3) 会計監査人</p>
<p>第5条 (条文省略)</p>	<p>第5条 (現行どおり)</p>
<p>第6条～第10条 第2章 株式 (条文省略)</p>	<p>第6条～第10条 第2章 株式 (現行どおり)</p>
<p>第11条～第17条 第3章 株主総会 (条文省略)</p>	<p>第11条～第17条 第3章 株主総会 (現行どおり)</p>
<p>第4章 取締役および取締役会 (員数) 第18条 当社の取締役は、10名以内とする。 (新設)</p>	<p>第4章 取締役および取締役会 (員数) 第18条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、10名以内とする。 <u>2. 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p>
<p>(選任方法) 第19条 (新設) 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 <u>2. 取締役の選任決議については、累積投票によらない。</u></p>	<p>(選任方法) 第19条 <u>取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u> <u>2.</u> (現行どおり) <u>3.</u> (現行どおり)</p>
<p>(任期) 第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(任期) 第20条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>第21条～第22条 (条文省略)</p>	<p>第21条～第22条 (現行どおり)</p>
<p>(報酬等)</p> <p>第23条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第23条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(取締役会の招集)</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほかは、取締役社長が招集しその議長に任ずる。ただし、取締役社長に差し支えあるときまたは欠員のときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がその任に当たる。</p> <p>2. 取締役会の招集は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(取締役会の招集)</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>2. 取締役会の招集は、各取締役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第25条 <u>取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>第25条 (条文省略)</p>	<p>第26条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(取締役の責任免除)</u></p> <p>第27条 <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p><u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</u></p>
<p>第5章 監査役および監査役会 (員数)</p>	<p>(削 除) (削 除)</p>
<p>第26条 当社の監査役は、4名以内とする。</p>	
<p>(選任方法)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第27条 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	
<p>(任期)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第28条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	
<p>(常勤の監査役)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第29条 当社は、監査役会の決議によって、常勤の監査役を選定する。</p>	
<p>(報酬等)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第30条 監査役の報酬、賞与其他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>	
<p>(監査役会の招集)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第31条 監査役会の招集は、各監査役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	
<p>(新 設)</p>	<p>第5章 監査等委員会</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(常勤の監査等委員)</p>
	<p>第28条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査等委員会の招集)</p>
	<p>第29条 監査等委員会の招集は、各監査等委員に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>
<p>第6章 会計監査人</p>	<p>第6章 会計監査人</p>
<p>第32条～第33条 (条文省略)</p>	<p>第30条～第31条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 7 章 計 算 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第34条 期末配当の基準日は、毎年4月30日とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(中間配当の基準日)</p> <p>第35条 当社は、取締役会の決議によって毎年10月31日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>第36条 当社は、取締役会の決議によって毎年10月31日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>第37条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 7 章 計 算 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第32条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第33条 当社の期末配当の基準日は、毎年4月30日とする。</p> <p>第34条 当社の中間配当の基準日は、毎年10月31日とする。</p> <p>2. 当社の中間配当の基準日は、毎年10月31日とする。</p> <p>3. 前2項のほか、当社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>第35条 (現行どおり)</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員（4名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）4名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所 有 する 当社株式数
1	やま ぐち とおる 徹 山 口 (1945年2月5日生)	1971年7月 当社入社 1979年7月 当社取締役生産部次長 1982年10月 当社常務取締役 1985年7月 当社代表取締役副社長 1986年7月 当社代表取締役社長 2014年5月 当社代表取締役会長 2016年7月 当社取締役会長（現任） [重要な兼職の状況] 共和機械（山東）有限公司董事長 有限会社ワイ・エム・ジイ取締役 株式会社ネツレン小松代表取締役	210株
2	やま ぐち まさ き輝 山 口 真 (1977年9月29日生)	2003年3月 当社入社 2010年5月 当社経営企画室長 2010年7月 当社取締役経営企画室長 2012年7月 当社専務取締役経営企画室長 2014年5月 当社代表取締役社長（現任） [重要な兼職の状況] 共和機械（山東）有限公司副董事長 有限会社ワイ・エム・ジイ取締役	8,648株
3	やま ぎし かず ひで 英 山 岸 一 (1958年5月5日生)	1981年4月 当社入社 2013年5月 当社技術部長 2014年7月 当社取締役技術部長（現任）	1,800株
4	ひがし かわ やす のり 則 東 川 保 (1963年4月25日生)	1991年4月 当社入社 2020年7月 当社管理部長 2020年7月 当社取締役管理部長 2020年11月 当社取締役経営企画室長兼管理部長（現任） [重要な兼職の状況] 共和機械（山東）有限公司董事	2,071株

(注) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
1	こ いずみ しげ お 小 泉 茂 男 (1957年10月19日生)	1980年4月 ㈱北国銀行入行 2011年12月 北国総合リース㈱入社 2012年12月 同社営業部長 2017年7月 当社常勤監査役(現任) [重要な兼職の状況] 共和機械(山東)有限公司監事	600株
2	お ぐり いわお 小 栗 巖 (1960年5月21日生)	1983年4月 横山清三郎税理士事務所入所 1987年3月 横山清三郎税理士事務所退所 1987年4月 小栗税務会計事務所入所 1989年12月 小栗税務会計事務所退所 1989年12月 ㈱小栗経営会計事務所取締役 1990年1月 当社監査役(現任) 2001年12月 ㈱小栗経営会計事務所代表取締役 [重要な兼職の状況] ㈱小栗経営会計事務所代表取締役 ㈱ネツレン小松監査役	6,178株
(監査等委員である社外取締役候補者としての選任理由及び期待される役割の概要) 小栗 巖氏は、税理士であります。財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、その幅広い知識や経験を活かしていただくことを期待し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所 有 する 当社株式数
3 ※	たけ うち ひろ ゆき 竹 内 広 幸 (1959年4月5日生)	1995年4月 中小企業診断士 登録 2002年1月 社会保険労務士 登録 2006年5月 石川県コンサルティングセンター合同会社 設立 [重要な兼職の状況] 石川県コンサルティングセンター合同会社 代表社員 (監査等委員である社外取締役候補者としての選任理由及び期待される役割の概要) 竹内広幸氏は、中小企業診断士及び社会保険労務士であります。人事及び労務に関する相当程度の知見を有しており、その幅広い知識や経験を活かしていただきたくことを期待し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。	-

- (注)
1. ※印は新任の取締役候補者であります。
 2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 3. 小栗 巖氏及び竹内広幸氏は、社外取締役候補者であります。
 4. 当社は小栗 巖氏を、株式会社東京証券取引所に定める独立役員として同取引所に届け出ており、同氏が監査等委員である取締役に選任された場合は、引き続き独立役員になる予定であります。また、竹内広幸氏が選任された場合は、同取引所の定める独立役員として指定し、届け出る予定であります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、取締役の報酬額について、2018年7月26日開催の第59期定時株主総会において、年間250,000千円以内（但し使用人兼務取締役の使用人給与相当額を除く。）とご承認いただいておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、今後の機動的な運用を可能とするため、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬額を年間300,000千円以内（但し使用人兼務取締役の使用人給与相当額を除く。）とすること、及び各取締役に對する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

当社は、監査等委員会設置会社への移行後の取締役の報酬について、その職位や業績等に応じた固定報酬及び退任時の退職慰労金で構成することを基本方針といたします。本議案に係る報酬等の額は、当該方針に基づいて固定報酬を支給するものであり、相当であると判断しております。

現在の取締役は4名ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役の員数は4名となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬額を、年間25,000千円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

本議案に係る報酬等の額は、監査等委員である取締役の職責に照らして相当であると判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

第7号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されま
すと、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、監査役板尾
昌之氏は本総会終結の時をもって退任されます。つきましては、板尾昌之
氏に対し、在任中の労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、相
当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、具体的な金額、贈呈の時期及び方法等につきましては監査等委員
である取締役の協議にご一願いたいと存じます。

退職慰労金につきましては、当社役員退職慰労金支給規程に基づき、役
位、在籍年数等に応じて支給するものであり、本議案の内容は相当である
と判断しております。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の
効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
板 尾 昌 之	2015年7月 当社監査役（現在に至る）

第8号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、本總會終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づいております。

また、監査役会が、かなで監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、同法人の社員は過去に所属した監査法人において上場会社の監査経験があり、また、当社の事業規模に適した新たな視点での監査が期待できることに加え、会計監査人に必要とされる専門性、独立性、品質管理体制及び監査報酬の水準を総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任であると判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2021年6月1日現在)

名称	かなで監査法人
主たる事務所の所在地	東京都中央区日本橋一丁目2番10号東洋ビルディング
沿革	2020年10月1日設立
概要	出資金 60,000千円 構成人員 社員（公認会計士）6名 職員（公認会計士）14名 職員（その他）6名 合計 26名

以上

株主総会会場ご案内略図

- 会場 石川県小松市工業団地一丁目57番地
当社 本社2階 第1会議室
電話 0761 (21) 0531



- 交通 ○小松空港 徒歩約22分 タクシー約5分
○JR北陸本線小松駅下車 タクシー約15分